

平成31年度第8回南関町農業委員会会議録

令和元年10月10日(木)
午前9時30分開会
南関町役場 第1会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
 - 6番 西山良輔君
 - 7番 片山カツ子君
5. 議 事
 - 第25号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第26号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第27号議案 農地利用集積計画の承認について
 - 第28号議案 農業振興地域整備計画変更に伴う意見について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 竹島久利君	副会長 釘崎眞貴子君
1番 片山幸次君	2番 橋本勝君
3番 菅原和義君	4番 末竹信雄君
5番 荒木茂君	6番 西山良輔君
7番 片山カツ子君	8番 山本精武君
9番 大倉公泰君	

四、欠席委員は次のとおりである。(なし)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（3名）

事務局長 東田 彰夫 君

書記 上田 賢 君

書記 美奈川 徹 君（経済課農政係 兼務）

平成31年度第8回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午前9時30分

1. 開会

○副会長（釘崎 眞貴子君） それでは、起立をお願いします。

ただいまより令和元年度第8回総会を開会いたします。礼。よろしくお願ひします。

○事務局長（東田 彰夫君） おはようございます。

本日は、委員の皆様全員御出席でありますので、総会が成立しますことを報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（東田 彰夫君） それでは、農業委員憲章朗読を7番、片山委員さん、よろしくお願ひします。

○7番（片山 カツ子君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（東田 彰夫君） はい、ありがとうございました。

それでは、総会開催にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（竹島 久利君） 改めまして、おはようございます。

ことは、台風も来ず雨も大したことなく、無事に過ごしてまいりました。ことは猪被害をものすごく心配しておりましたが、9月に入って害虫、虫がものすごく発生をしまして、熊本県でも虫被害がものすごく発生しております。南関町は賢木管内でもものすごくひどく発生しておるところでございます。熊本県の作況指数も93.という事で全国的に、東北の方は豊作ということでございますが、南九州のほうはちょっと不作ということでございます。

その中、きょうは第25議案から第28号議案まで、提案をしておりますので、最後までよろしくお願ひしておきます。

○事務局長（東田 彰夫君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条によりまして、以降の議事の進行につきましては、会長にお願ひいたします。

なお、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願ひいたし

ます。

それでは、会長、お願いします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（竹島 久利君） はい。ありがとうございました。それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、これより議事は私が行いますので、よろしくお願ひしときます。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事録署名人を指名いたします。

今回は、議事録署名人として、6番、西山委員、7番、片山委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、議案審議に入ります。

第25号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第25号議案、農地法3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請についてご説明いたします。

1番から4番は、同一の申請になります。受付日、令和元年9月25日、申請番号97号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

5番、受付日、令和元年9月25日、申請番号98号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

第25号議案は、農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転許可申請の2件でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いします。

6番、西山委員、お願いします。

○6番（西山 良輔君） 1番から4番についてご説明いたします。

申請地は、現在譲受人が貸借し耕作している農地ですが、今回、売買による所有

権移転申請がされました。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

次に、5番についてご説明いたします。

申請地は、現在譲受人が貸借し耕作している農地ですが、今回、売買による所有権移転申請がされました。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

1番から5番の農地は、現在基盤整備に向けた協議が行われおります。ご審議ほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（竹島 久利君） 事務局、委員さんの説明が終わりました。委員さんの方から何かご意見、ご質問ございませんか。何かございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第25号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第25号議案は、原案どおり決定をいたします。

続きまして、第26号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。事務局。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第26号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、権利の種類は所有権移転、受付日、令和元年9月25日、申請番号100号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、転用の目的は、個人住宅です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございます。

第26号議案は、農地法第5条第1項の規定に基づく転用許可申請の1件でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました農業委員さんより説明をお願いします。

4番、末竹委員。

○4番（末竹 信雄君） 第26号議案、1番について説明いたします

事業内容は個人住宅への転用許可申請です。譲受人は、今回の申請地と同じ集落に住んでおります。現在の住居が老朽化により居住が不便になったことから申請に至ったところです。

農地区分は、公共投資がされていない10ha未満の農地であることから、第2種農地と判断されます。住宅面積が78.99㎡、駐車場用地として36㎡、浄化槽や庭などで378.01㎡で、合計が493㎡です。妥当な面積だと思われます。

工事計画は、農地転用の許可日から令和2年2月28日までの予定で、許可後は速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと思われます。現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

○議長（竹島 久利君） はい。事務局、委員の説明が終わりましたが、委員さんより何かご意見、ご質問ございませんか。何かございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第26号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第26号議案は、原案どおり決定をいたします。

続きまして、第27号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第27号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番と2番は同一の申請になります。利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は511㎡、期間は5年間です。

3番から7番は同一の申請になります。利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は合計で、3,381㎡、期間は5年です。

8番、利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は781㎡、期間は10年で、中間管理事業となります。

9番と10番は同一の申請になります。利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は合計で、3,170㎡、期間は10年で、中間管理事業になります。

11番と12番は同一の申請になります。利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は合計で、2,953㎡、期間は10年で、中間管理事業になります。

13番、利用権等の種類は賃借権。貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は983㎡、期間は10年で、中間管理事業となります。

14番と15番は同一の申請になります。利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は合計で、2,325㎡、期間は10年で、中間管理事業になります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございます。

第27号議案は、農業経営基盤強化推進法に基づく農地利用集積計画の7件でございます。

事務局から説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。何かございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第27号議案について、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第27号議案は、原案どおり承認をされました。

続きまして、第28号議案、「南関町農業振興地域整備計画変更に伴う意見について」を議題といたします。

本議案の説明に関連し、経済農政課より1名の参加をいただいておりますので、それでは、説明をお願いいたします。

経済課職員説明、お願いします。

○書記（経済課農政係 兼務）（美奈川 徹君） はい、農業委員会兼務でお世話になっておりますが、きょうちょっと経済課農政係のほうから説明をさせていただきます。

座って説明をさせていただきます。使う資料としては、このホッチキス留めをしてある編入申請書ですね、農業振興地域整備計画の編入申請書というものと、紙1枚黄色マーカーで塗ってあります農業振興地域の整備に関する法律の施行規則・・・と、右上に参考資料1と書いてあります平成30年度市町村農業振興地域整備計画担当者編集会というような資料を使って説明させていただきます。

まずもって、編入申請の説明に入ります前に、この黄色マーカーで書いてある法

律のとおりなんですけれども、農業振興地域の整備に関する法律の施行規則というのがあります、ずらっと書いてあるんですけど、下の第3条の2のところ区市町村が振興地域整備計画を定めようとするときは、町は農業委員会の意見を聞くものとするというふうになっております。その下の2のところに変更についても同じように準用するというので書いておりますので、本日は農業振興地域整備計画の変更に係る申し出、申請が出ておりますので、この法律に沿って農業委員会の意見を聞かせていただければと思って本日、説明をいたします。

では、まずその農業振興地域整備計画のことに入ります前に、もう皆さん御存じの方が多く中で恐縮なんですけれども、この平成30年度市町村農業振興地域整備計画担当者研修会という資料を使って、少しでも説明をさせていただければと思います。

結構、農業振興地域整備計画とかの資料は、もう文字ばかりでわかりにくいのが多いんですけど、これがちょうど去年の4月にあった研修会資料で、これは割と図とかが多くて、文字も多くて、私個人的最近担当になったんですけども、わかりやすい資料かなと思って、そのままちょっと準用させて、コピーをしてまいりました。

1枚めくっていただきまして、2ページなんですけども、土地利用基本計画という国土利用計画の第9条というのがあります、御覧のとおり都市計画とか農業地域、森林地域、5つあるんですけども、その中の農業地域というので、農業振興地域の整備に関する法律というのがございます。その中で、3ページなんですけれども、その農振法と略されてるんですけど、その概要ということで書いてありますが、成立の背景ということで、中ほどに書いてあります高度経済成長に伴う無秩序な開発が農村へ波及して、農地の改廃とか農業経営の粗方化がたくさん起きましたので、それを規制して合理的な利用が、農地の合理的な利用をしたいという背景で、昭和44年の時にできております。

続いて、4ページ目なんですけれども、制度の仕組みということで、上から順番に国、真ん中が県、下が市町村ということで、お互い連携してるんですけども、国が目標面積を出しまして、県が農業振興地域というのの指定変更をする部署になっております。そして町のほうで農業振興地域の整備計画定めて、町のほうは農用地区域の設定変更を担当するというのでなっております。

では、農業振興地域と農用地区域というような言葉が出てくるんですけども、よく言葉にするのが農振除外という言葉を使うんですけども、実際農振除外というのが、農振農用地の除外というような意味になっております。農業振興地域というのは、済みません、5ページのほうになるんですけども、農業振興地域はそれ

に書いてあるとおり、知事が指定した地域ということで、南関町全域が農業振興地域というふうになっています。なので農業振興地域は南関町全体なんですけれども、その中で、その町の中でも下のほうの農用地区域といいまして、農業振興地域の中から、今度は町が農業上の利用を確保すべき土地として設定した区域ということで、農用地区域というのを定めております。

具体的には、ここに書いてある法第10条第3項の各号に該当するものと書いてあるんですが、これが9ページ、ちょっと飛んであれなんですけど、9ページに書いてありまして、小さい字で申しわけありませんが、これに農業振興地域の設定要件、真ん中ぐらい、農振法第10条の3項というふうに書いてあるんですけれども、要はこれに該当するものが農用地区域ですよというふうに書いてあるんですが、字が小さいです。読み上げますと、1から5で書いてありまして、10ha以上の集団的に存在する農用地。2が土地改良法第2条第2項に指定する土地改良事業又はこれに準ずる事業の施工区域内の土地。これはきょうのポイントというか、このあと話が出てくるところなんですけど、土地改良で施工する県が農振農用地ですよということになります。3番目は、上記1、2の土地の保全又は利用上必要な施設のように供される土地。4が、農業用施設で2ha以上の土地又は上記1、2の土地に隣接する土地。5が、地域の特性に即した農業の振興に必要な土地。という5つが農振法の第10条の3項というやつなんですけど、これに該当するものが農用地区域ですよというふうに、この農振法上でなっております。

続きまして、6ページですが、イメージ済みません、これちょっとカラーじゃないと見にくいなんですけれども、書いてあるのは、要は南関町が農業振興地域で、その中でさっき言った第10条の3項に該当するのが農用地区域で、その農振地の中の農用地区域以外は、農振白地地域といいまして、上に足し算の計算式書いてあるんですけど、農用地区域+農振白地地域が南関町全体の農業振興地域ですよというように書いてあります。

続いて、7ページで、農業振興地域整備計画とはということで、こちらは御覧のとおりですが、優良な農地を確保保全するとともに、農業振興のための各種施設を計画的に実施するため、市町村が定める総合的な農業振興の計画ということで、計画を定めております。その7ページに書いてあるようなことを基本として計画を定めてありまして、南関町では去年全体の見直しを行いまして、平成31年3月に整備計画を新しくつくっております。

8ページにあるような目次のような形でつくっております。

続きまして、10ページとか11ページは全体見直しのことが書いてありますので、今回12ページ個別見直しですので、12ページに進ませていただきます。個

別見直しとはということで、全体見直しの際に予測し得なかった事態発生等、特別の事情があり、かつ緊急を要する案件についてのみ、個別に見直し除外を実施するというので、年2回実施をさせていただいております。

その実施の流れが13ページに書いてあるような流れでしておりますが、今は、この事前協議というのが真ん中から左のところにあるんですけども、その市町村特権の事前協議の前の段階で、土地改良区ですとか、農協さんとか、農業委員会さんに意見を聴取するという期間がございまして、その事前協議の中の一部がきょうというふうになっております。

続きまして、済みません14ページです。編入とはというふうになっております。編入とはちょっと先ほど申し上げました12ページに書いてある。編入とはということで、済みません、9ページに書いてあります。先ほど申し上げました農振法第10条の3項の要件を満たす農用地を市町村が農用地区域として設定することというふうになっております。メリットも書いてありまして、圃場整備を国、県の補助を受けて実施できますとか、中山間地域直払いとか多面的機能保全体ですね、の制度を活用できたりですとか、農地の評価が準農地となり、相続税や固定資産税がほかの農地より軽減されるといったようなメリットがあります。

逆に、次が15ページで、農振除外ですが、こちらはこれに書いてありますが、農用地以外の用途に供することを目的として市町村が農用地利用計画を変更し、農用地区域から除外することというふうなことを農振除外というふうにいいますが、これも9ページに、済みません、行ったり来たりで申しわけありませんが、9ページに除外要件が小さな字で書いてあります。除外は、この9ページはわかりづらくて、そのあとの16ページから、この法律の9ページのことを1個ずつ書いてあります。要は9ページに書いてあることは5つの要件があつて、農振を除外するためには、その5つの要件をすべてクリアせんと除外できませんよというようなことが書いてあります。それが16ページの上書いてある農振除外の5要件というやつです。①とふってあるんですけど、これが5要件の⑤まで16ページから書いてあります。今回、除外はあまり関係ないんですが、ざっと説明をさせていただきますと、16ページは、第1号要件、5つあるうちの1号目ですね、1号要件、えー当該地以外に代替する土地がないということですが、要はもういろんな土地がある中で、わざわざなぜ農振農用地を外してまでここに家を建てないといけないのか、そういう代替、もうここじゃないとだめという理由をちゃんと説明できないとだめですよということが要件1です。ここじゃないといけないという理由が言えないとだめというのが要件の1号目になります。それが17ページ書いてある代替性の検討のチェックポイントということになっております。

続いて、2つ目が、ちょっと飛びまして、20ページなんですけれども、農振除外の5要件②、第2号要件ということで、また、(ア)四角の中に難しい言葉で書いてあるんですけど、要はチェックポイントに書いてあります片々部、もう端っこですね、角っこじゃないと農振農用地の真ん中とかを外してはいけませんよということ。角の角じゃないと外せませんよということです。その角の角が21ページ、結構わかりやすく書いてありますが、この①とか⑩、そういう角じゃないといけませんよという、そこだったら外せます。逆に②とか③とかは端っこですけど、隣接する二辺が農振農用地以外と接しないとだめという言い方をされます。①は二辺が農振農用地以外と接しているのでいいんですけど、②は一辺しか接してないのでだめというような言い方をされます。これが②番目の要件です。端っこじゃないとだめということです。

③が22ページなんですけれども、担い手に対する農用地の利用集積への支障がないことということで、要は国全体がもう集積、集約を目指してますので、そういう国流れの中で、そういう集積への支障がないというようなことを確認しないといけませんということになっております。

23ページ目が、④、⑤で土地改良施設の機能に支障を及ぼすそれがないとのチェックポイントどおりなんですけど、除外によりかんがい移設や農道工の機能に支障が生じないということ。

第5号要件が圃場整備が終わってから8年以内の除外はできませんということで、8年以上経っていないと除外はできませんという・・・

この5つの要件をすべてクリアしないと農振除外はできませんというふうになっていて、難しいのが5つの要件のうちの①、②がなかなか難しく、それをどうにか該当させて除外する場合は、除外というふうにしております。

以上、済みません、ざっと説明をさせていただきましたが、今回の案件につきましては、さっきポイントと言いました飛び飛びで済みません、9ページの農振農用地区域に新しく入れるという話をありまして農振法第10条の3項が書いてあるその②の土地改良法の第2項土地改良事業又はこれに準ずる事業の施工区域内の土地については、農用地区域とするというふうに農振法上なっております。

以上、簡単ですけど、担当者研修の資料を用いて説明をさせていただきましたが、次が、もう一つのホッチキス留めの編入申請書です。

○事務局（上田 賢君） この資料をご覧ください。

○書記（経済課農政係 兼務）（美奈川 徹君） 9月5日に上長田の圃場整備のほうの代表をしていただきます。そういった〇〇さんのほうから編入申請書の提出をいただきまして、編入をすると申し出が出ております。

1枚めくっていただきますと裏面にその地番と面積が記載しております。

その次のページですが、整備計画変更調書というのがございまして、⑤のところ
に土地利用の規制関係する順法令等の補助事業等とありますが、上長田地区の農業
競争力の土地整備事業圃場整備事業というのを。

○議長（竹島 久利君） ちょっと待って。

ただ今職員のほうから説明がありましたが、今までに説明があったところに、今
までの案件に対して何か質問ございませんか。制度の説明について。

○9番（大倉 公泰君） はい、よかですか。

○議長（竹島 久利君） はい。

○9番（大倉 公泰君） 圃場整備してから10年ぐらいはできんて言いよったが、
今、8年でよかったですね。私が勘違いかもしれんけど、10年で言いよったでし
よ、昔は。

○事務局（上田 賢君） 済みません、私のほうから。

私が平成15年から17年まで通称農振ですね、農業振興地域整備計画関係の担
当をしておりましたが、その当時はもう8年になっておりました。

○9番（大倉 公泰君） 8年。ああ、そうですか、済みません。

○議長（竹島 久利君） そのほか何かございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、美奈川君、ちょっと職員の方続
けてください。

○書記（経済課農政係 兼務）（美奈川 徹君） はい。もう一つの先ほどの途中、続
きですが、スケジュールとしましては、今、変更調書を見ておりますが、令和2年
度に圃場整備を施工しまして、令和7年度に竣工予定というようなスケジュールと
いうことで進んでおります。もう場所なんですけど、上長田1番、下に管内図をつけ
ておまして、済みませんもう御存じの方ばかりでありますけど、土地地図の1番
下に管内図全体をつけておまして、編入区域上長田のところを赤丸で囲っており
ます。場所は、ちょっと私も今これを見ていて、航空写真を重ねたほうが分かり易
かったなと思っておりますが、下から2枚目と下から3枚目に黄色と青で塗ってあ
る図面があるかと思えます。黄色が既に農振農用地の箇所です。農振農用地のとこ
ろを黄色で塗ってまして、青で塗ってあるのが新しく農振農用地に入れようとして
いる地番になります。これ2枚は北と南とつながっております。下から3枚目のほ
うが北で、下から2枚目のほうが南でつながるような、はい、そうです。これにつ
ながる。ちょっと済みません、A3で1枚ができなかったですが、なっております。
県道沿いです。町役場から行くと、井下ストアーを過ぎて左手を見ながらずっとい

く、上長田一帯になっております。こういった圃場整備をする計画がございまして、先ほど説明しましたとおり、圃場整備は農振農用地に法律上入っていることになっておりますので、そのような計画で、この青色の色が塗ってあるところを今度新たに農振農用地にするという計画でございます。

○8番（山本 精武君） 総面積はどのくらいあるとですか。

○書記（経済課農政係 兼務）（美奈川 徹君） 総面積が、農振農用地に入れる済みません、面積は1万4,568㎡。

○8番（山本 精武君） 入れるのが。

○書記（経済課農政係 兼務）（美奈川 徹君） 農振農用地に入れるのがです。1町4反5畝。

○8番（山本 精武君） その全体の圃場整備計画は。

○書記（経済課農政係 兼務）（美奈川 徹君） 全体は。済みませんちょっと出てないです。

○8番（山本 精武君） いいです、いいです。

○書記（経済課農政係 兼務）（美奈川 徹君） はい。

ということで、編入の申し出が出ておりますので、ご意見等ございましたらと思って説明をいたしました。

以上です。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。なお、今回の新制に関して4番、末竹委員の関係者とする案件が含まれておりますので、南関町農業委員会会議規則第10条の議案の参与に制限を該当するため、これより順次退席をお願いします。末竹委員退席をお願いします。

（4番、末竹信雄委員 退席）

○議長（竹島 久利君） それでは、4番、末竹委員が退席されましたので、議案審議に入ります。

第28号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う意見について、何かご質問、ご意見ございませんか。

○8番（山本 精武君） はい。

○議長（竹島 久利君） はい。

○8番（山本 精武君） 8番の山本ですけど、この機会を一つのチャンスとして整備されるわけですから、何も反対することはないと思います。

これから先、皆さんがつくりやすいようにする条件で、こういう計画出とるわけですから、もうそれには大賛成で、みんなスムーズに行くと思います。

○事務局長（東田 彰夫君） 議長よろしいですか。

○議長（竹島 久利君） はい、どうぞ。

○事務局長（東田 彰夫君） 済みません。先ほど山本委員から話がありました圃場整備の取り組み面積は、おおむね18haぐらいです。

○8番（山本 精武君） はい、ありがとうございました。

○議長（竹島 久利君） ほかに何か、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第28号議案について同意することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第28号議案は原案どおり承認をされました。

それでは、経済課職員の方は業務がありますので、これより退席をいたします。

（経済課農政係 兼務 美奈川 徹君 退席）

○議長（竹島 久利君） 退席中の末竹委員は席にお戻りください。

（4番、末竹信雄委員 着席）

-----○-----

6. その他

○議長（竹島 久利君） 次に、その他の報告事項でございます。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい。今回は、特にご用意はしておりません。

○議長（竹島 久利君） 委員の皆さんから、何かご質問ございませんか。

（なしの声）

-----○-----

7. 閉会

○議長（竹島 久利君） それでは、ないようでございますので、お諮りをいたします。

本日の議決事件の字句についての整理を議長に一任いただきたいと思いますので、異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆さん方には慎重審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、議長の席を下りさせていただきます。

○事務局長（東田 彰夫君） 議長、ありがとうございました。

それでは、閉会を副会長にお願いいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい。ご起立ください。

これもちまして第8回農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時13分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人